

徳島県規則第三十五号

徳島県漁業調整規則等の形式を左横書きに改正する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県漁業調整規則等の形式を左横書きに改正する等の規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）及び徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則（令和七年徳島県規則第四十六号）（以下「調整規則等」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

**第二条** 調整規則等の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 調整規則等における右方はこの規則による改正後の調整規則等（以下「改正後調整規則等」という。）における上方とし、調整規則等における上方は改正後調整規則等における左方とする。
- 二 改正後調整規則等における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、調整規則等における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、徳島県漁業調整規則別記様式第一号から別記様式第二号までについては、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 調整規則等の規定中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 一 章、条及び様式の番号に用いられている漢数字並びにこれらの番号並びに項及び号の番号を引用するために用いられている漢数字  | アラビア数字                           |
| 二 号の番号に用いられている漢数字   | 左右を丸括弧で囲んだアラビア数字                 |
| 三 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字   | アラビア数字                           |
| 四 漢数字（次に掲げるものを除く。）<br>1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの<br>2 熟語の一部として用いられているもの<br>3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの | アラビア数字（小数点を表す中点は、ピリオドに改めるものとする。） |

|  |      |
|--|------|
| 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）<br>5 一の項及び二の項に定めるもの | 五 上欄 |
| 六 下欄   | 左欄   |
| 右欄   |      |

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、知事が別に定めるところによる。

**附 則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。